

平成25年度 国民の声に対する対応状況

対応可能なもの

(14件)

【意見・提案を受けて対応したもの】(2件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>先日、公証役場に行き、午後1時少し前に着いたが、午後零時から午後1時まで食事時間で閉鎖されていた。その後数分して中に案内され事務所にいったところ、驚いたことに職員らがNHKの連続テレビドラマを見ていた。テレビ終了と同時に業務が始まったが、人を待たせながら平然とテレビを見てられる神経が理解できない。そもそも職場にテレビが必要なのか。公証役場とはいったいどういう位置付けなのか。</p>	<p>公証役場に関する御意見です。 この度は、公証役場を御利用いただいた際に、利用者の方に大変不愉快な思いをおかけしたとのことで、公証人を監督する立場から、遺憾に存じます。 公証役場は、公証人が、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的法律関係の明確化・安定化を図ることを目的として、証書の作成や証明等の業務を行っておりますが、その勤務時間については、原則として法務省職員の勤務時間に準ずるものとされております。頂いた御意見の内容を拝見する限り、休憩時間中とはいえ、窓口サービスにおける態様として不適切なところがあったと考えられます。 法務省民事局としましては、この度の御意見を踏まえ、監督庁である法務局を通じて、公証役場に対して、利用者の立場に立った対応を心掛けるよう指導したところ です。 今後とも、公証サービスの向上に向けて必要な指導をまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>法務局では、国民に対しては事務室を禁煙にしているのに、事務室の奥の喫煙室では、勤務時間中1時間おきに特定の職員が、喫煙をしながらスポーツ新聞を読んだり、無駄口をたいたりしています。勤務時間中、職員には職務専念義務があるので、ジュースやお菓子を食べていれば問題になるのに喫煙だったらいいのはおかしいです。勤務時間中の喫煙時間を合計すれば、1日1時間以上さぼっていることになるので、国民の血税の無駄遣いです。喫煙は、昼の休憩時間など、けじめをつけてするようにしてください。</p>	<p>職員の勤務時間中における喫煙に関する御意見です。 法務省民事局としましては、この度の御意見を踏まえ、各法務局に対して、勤務時間中においては節度ある行動を心掛けるよう、改めて指導したところ です。 今後とも窓口サービスの向上に努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(12件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>・空港の自動化ゲートについて、現在4空港しか設置されていないので、福岡、新千歳、那覇空港、博多にも設置してほしい。 ・中部国際空港の自動化ゲートが1台しかないため、有人のゲートに比べて時間的優位性が少ないように感じる。このままでは登録者の増加は見込めないと思われる。機械の増設を希望する。</p> <p>(2件)</p>	<p>空港の自動化ゲートに関する御意見です。 自動化ゲートは、まずは成田、羽田、中部、関西の4大空港に複数台の自動化ゲートを整備する計画としております。今後も、より多くの方に自動化ゲートを御利用いただけるよう努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>空港の自動化ゲートについて、今まで成田にあった自動化ゲートは、1つ荷物を持っていてもこれを2人目の人間と感知して、実際には使えないのが実情だった。役に立たないものに金をかけるべきではない。</p>	<p>空港の自動化ゲートに関する御意見です。            自動化ゲートには、一般にある鉄道の改札や施設の入館ゲートと同様に、不正な二重通過(1人目の通過者の後ろに付いて2人目が不正にゲートを通過すること)を防止するためのセンサーを設置しております。昨今、キャリーバック等を持って自動化ゲートを利用される方も増えているところ、例えば、自動化ゲート通過時にお持ちのバッグのハンドルを伸ばして立てたまますと、上記センサーが反応する場合がありますと承知しております。不正な二重通過を防止しつつ、スムーズに自動化ゲートを御利用いただけるよう、上記センサーの適正な感度や位置について、運用状況も踏まえながら、引き続き検討してまいります。</p>
<p>空港の自動化ゲートについて、自動化ゲートの登録は済ませているが、自動でスタンプ(証印)が押されないのであまり利用していない。ゲート通過後にいちいちスタンプを押してもらうことが面倒なのと、職員に嫌な顔をされるのが不快だからである。増設に当たり、スタンプの必要・不要を選択できるようにするなどシステム改良をした方がよい。頻繁にビジネスで利用する人はスタンプが不要な人が多いと思われるが、旅行の記念でスタンプが欲しい人もいると思われる。</p>	<p>空港の自動化ゲートに関する御意見です。            自動化ゲートは、円滑な出入国手続の実施を目的としているため、旅券への証印の押印を省く仕組みとなっており、スムーズに審査手続を終えられる、又は、並ぶ時間が少なく良いといったお声に加え、旅券への押印がないことが自動化ゲート利用のメリットであるとお声も頂戴しているところです。いただきました御意見のように、希望者には証印を押印するシステムとしてはどうかとの御要望をいただいたことはございますが、上述のとおり、自動化ゲートは円滑な出入国手続の実施を目的として導入・運用しているものですので、自動的に証印を押すことにより、結果的に現状よりも手続時間が長くなるようであれば、本来の趣旨に反してしまうと考えます。            なお、職員の行政サービス意識については、いただきました御意見も踏まえつつ、引き続き向上に努めてまいります。</p>
<p>空港の自動化ゲートについて、先日、自動化ゲートで何度トライしても指紋を認識しないことがあった。アメリカの指紋認識も何度か経験しているが、エラーになったことはない。指紋の読み取り精度が悪すぎる。完璧に認識できないシステムは無駄である。</p>	<p>空港の自動化ゲートに関する御意見です。            今後の自動化ゲートの在り方については、いかに厳格性を確保しつつエラー率を低減させて審査の迅速化を図っていくかが課題であります。今後も引き続き、利便性向上のために鋭意調査・研究を重ねてまいります。</p>
<p>犯罪を犯した加害者に対する手厚い看護は、税金の無駄使いである。世の中の大半はまっとうに生きて働き納税している国民である。その国民が汗水垂らして働いて納めた税金を犯罪者の終末期ケアに使われることが納得いかない。被害者はもっと苦しんでおり、被害者の心のケアや補償のために使われる税金であれば喜んで納税するが、加害者のために納税はしたくない。このまま犯罪者にとって暮らしやすい刑務所になれば、更生する人間はいない。二度と刑務所に戻りたくないと思うくらい厳しくしていただきたい。</p>	<p>被收容者に対する医療に関する御意見です。            刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第56条は、「刑事施設においては、被收容者の心身の状況を把握することに努め、被收容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と規定しており、刑務所等に收容されている人に対する治療等は、国の責務となっております。            頂いた御意見につきましては、真摯に受け止め、今後の刑事施設の運営の参考にさせていただきます。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>中部国際空港の自動化ゲートを利用していますが、そのパスポートの認証及び指紋認証が1度でパスしたことはほとんどありません。少々の位置ずれや汚れなどで認識できないシステムは無駄ではないでしょうか。</p>	<p>空港の自動化ゲートに関する御意見です。  自動化ゲートについては、いかに厳格性を確保しつつエラー率を低減させて審査の迅速化を図っていくかが課題であり、利便性向上のために指紋認証率も含め調査・研究を重ねていきたいと考えております。  また、指紋認証の精度向上のためには、機器の改善に加えて、個人識別情報を提供いただく際の操作方法について、操作しやすいように表示方法や案内を工夫し、より品質の高い個人識別情報を取得できるようにすることも重要であると考えております。  引き続き、スムーズに自動化ゲートを御利用いただけるよう、御意見を踏まえつつ、自動化ゲートの機能向上に努めてまいります。</p>
<p>私は少年院に入院していたことがあり、そこで様々な無駄遣いを見てきましたが、特に衝撃を受けたのは「食費の無駄遣い」です。少年院では御飯の量がとても多く、ほとんどの少年が苦しみながら必死に食べています。残すことは実質許されないようなもので、半強制的に食べさせられます。出院する際には、半数以上の少年は入院時より10kg以上も太って出院していました。苦しませながらも無理やり食べさせる必要があるのでしょうか。朝昼晩と毎食御飯は420g、そしておかずも大量に出されます。それに対して刑務所では、御飯が少なく空腹に苦しむという話をたくさん聞いており、法務省の運営方針がよくわかりません。また、少年院では、「予算が余っているから」という理由で、正月におせち料理が2日～3日連続で出されました。予算が余って少年院生に豪華なおせち料理を大盤振る舞いするのは、食費の無駄遣いです。</p>	<p>少年院における食費に関する御意見です。  在院者の健康の保持等のため、食生活を保障することは国の責務となっております。主食の分量、食料給与の基準は、国民一般の食生活水準と栄養学的知見を考慮し、性別、年齢、活動の内容等により定められております。このため、少年院では、在院者の生活に必要な熱量、栄養量を確保し、健康な生活を保持するため、できる限り残さず食べるように助言を行っています。  また、少年院では、正月に特別菜が支給されていますが、これは、強制的に収容されている在院者に対し、改善更生の意欲を喚起させることに加え、社会一般の食習慣に触れさせることにより、円滑な社会復帰を図るために支給されているものであり、決められた予算の範囲内で支給されているものです。  今回、予算執行に関して頂いた御意見につきましては、真摯に受け止め、今後の少年院の運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>人権週間の広告を出すぐらいなら、生活保護をもらえず餓死する国民を救ってください。</p>	<p>人権週間の広告に関する御意見です。  法務省及び全国人権擁護委員連合会では、毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける全国的な啓発活動を展開しております。人権週間の広告に関しては、インターネットバナー広告や新聞広告等を実施しており、多くの国民の目に触れる効果的な広報手段と考え、実施しているところです。  啓発活動の実施に当たっては、その目的に照らし、合理的かつ適正なものとなるよう、効果検証を踏まえた見直しを行い、より効果的・効率的な啓発活動を実施しているところですので、御意見の趣旨を踏まえ、引き続き効果的・効率的な啓発活動の実施に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>東京拘置所で刑に服しているある受刑者のブログを全部読みました。このブログによると、刑務官がせかして最後まで食事がとれないとか、起床から食事まで30分しか時間がないなどと記載されていました。私たちの税金で受刑者は1日3食という恵まれた食事をしているわけですが、厳しくらいに規律正しい生活の中で、食事の際は、いただきますの号令とともにその日の糧に感謝し、残さずきれいに食べているのが当然とっていましたので、提供された食事を完食できずに廃棄されているという内容にがく然としました。日本も含めて世界では御飯すら口に届かず命を落としていく人が多数います。こういった方々に対して、受刑者の食事時間を管理している刑務官や法務省の方々は、この残飯廃棄についてどうお考えなのでしょう。私は受刑者を擁護するつもりは全くありませんが、食べきれずに残してしまうのは、受刑者のせいではなく、短すぎる食事時間を設定している刑務所・拘置所・法務省に問題があると思います。日本の食糧自給率が減少している昨今ですが、少なくとも御飯は日本の農家の方たちが丹精込めて育てたものだと思いますので、どうか、受刑者が日々の食事でも「感謝」を学ぶことができるよう完食率を上げていただきたいです。そうしていただくことで、私たちも税金を気持ちよく支払うことができます。</p>	<p>被収容者の食事時間に関する御意見です。  被収容者の食事など、起居動作の時間帯については、法令に従い、各施設が個々に定めております。これは、多数の被収容者の共同生活を円滑に行わせるために、それぞれの被収容者の行動の自由を規制するとともに、適切な食事時間を確保して被収容者の健康な生活を保障するという面もあります。一方で、被収容者の公判期日への出頭などの特別な事情や医療上の理由が認められる場合等には、食事の時間帯を変更したり、食事時間を伸張したりする措置を執って食事時間を管理しております。  また、被収容者の健康の保持等のため、食生活を保障することは国の責務となっております。そのため、主食の分量、食料給与の基準は、国民一般の食生活水準と栄養学的知見を考慮し、性別、年齢、活動の内容等により定められております。  頂いた御意見につきましては、今後の刑事施設の運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>長崎県の大村入国管理センターを維持するために、入国管理局は、大阪入管や名古屋入管から被収容者を移送しています。この2つの地方入国管理局からであれば、大阪府の西日本入国管理センターに移送すれば、交通費は最小限で済みます。西日本入国管理センターの収容人員は少ないにもかかわらず、大村入国管理センターの収容人員を確保するため、わざわざ遠方の被収容者を大村入国管理センターに移送しています。被収容者1名につき、職員が2名同行するので、新幹線を利用すると往路は3名、復路は2名分の料金が発生します。現在、大村入国管理センターの被収容者は、30名程度ですが、ほぼ全員が九州以外からの移送者であるため、250万から300万円の交通費が発生しています。なぜ大村入国管理センターに遠方の被収容者を移送する必要があるのか教えてください。</p>	<p>被収容者の移送に関する御意見です。  入国管理局では、大阪入管や名古屋入管等の地方入国管理局収容場に収容されている被収容者のうち、退去強制令書が発付された者で収容の長期化が見込まれる被収容者は、全国に3か所設置している入国管理センターに移送して収容しているところで  どの入国管理センターに移送して収容するかについては、個別にその時点における各施設の収容状況や被収容者個人の状況等を考慮の上、決定していますが、御意見の趣旨も踏まえつつ、引き続き適正な運用に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>ヤフーにアイヌ差別に関するインターネットバナー広告が掲載されていましたが、当該広告は税金の無駄ではないでしょうか。</p>	<p>人権啓発活動に関する御意見です。</p> <p>政府は、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(平成19年9月)や衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(平成20年6月)に関する内閣官房長官談話を踏まえ、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むため、アイヌの方も委員として参画した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を開催し、平成21年7月に報告書が取りまとめられました。本報告書においては、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるため、積極的に啓発活動を実施することが求められています。</p> <p>法務省の人権擁護機関では、本報告書等の趣旨を踏まえ、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう、インターネットバナー広告を実施しております。</p> <p>啓発活動の手法については、様々な御意見があるところですが、今後とも、御意見の趣旨を踏まえ、より効果的・効率的な啓発活動の実施に努めてまいります。</p>

現時点では対応困難なもの

(27件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (27件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>早期に死刑を執行すべきである。死刑を執行しないことは、税金の無駄遣いである。</p> <p>(上記と同旨 計3件)</p>	<p>死刑確定者に対する刑の執行に関する御意見です。</p> <p>一般論として、死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰ですので、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認められた場合に初めて死刑執行命令を発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることを御理解願います。</p>
<p>法務局内において、収入印紙は券売機で販売すればよいのではないか。不動産屋なのであちこちの法務局に行くが、人間が手売りをしている。人間が販売しなければならぬ理由があるのか。この人件費コストを削減して、謄本を取得する時の収入印紙代をもっと安くしていただきたい。</p>	<p>法務局内における印紙販売に関する御意見です。</p> <p>現在、印紙や切手の自動販売機の汎用機はなく、従前、郵便局内等に数多く設置されていた切手の自動販売機も、現在では、全て撤去されていると承知しています。</p> <p>このような状況の中で、登記所用に新たに自動販売機を準備し、運用することは、コスト面及び運用面から困難であると考えておりますので、御理解願います。</p>
<p>法務省で保護観察中の者を雇用したとのことであるが、週4日で、1日7時間の雇用で時給換算すると821円になる。都道府県によっては最低賃金が時給750円のところもあり、罪を犯した人間と頑張っている人間との差が発生する。なぜ、このような雇用が発生するのか。いくら反省したとしても、まっとうに頑張っている人間より罪を犯した人間の方が時給が高いのは納得ができない。</p>	<p>保護観察中の者の雇用に関する御意見です。</p> <p>法務省では、本年5月から保護処分として保護観察を受けている者を雇用しております。</p> <p>刑務所出所者等のうち無職者の再犯率は、有職者と比べ顕著に高く、刑務所出所者等の再犯防止のためには、就労の確保がとても重要です。</p> <p>これまで、刑務所出所者等の就労は、民間の事業主である協力雇用主の方々に御尽力をいただいておりますが、その御労苦を踏まえた就労支援策を一層充実させていくため、今回の取組を始めたところです。また、社会全体で同様の取組が更に拡大していくことを期待しています。</p> <p>なお、賃金については職務内容に応じた適切なものとなっております。</p>
<p>横浜の大黒ふ頭サービスエリアや市原のサービスエリアを仕事の都合でよく利用するが、法務省、刑務所や少年院の職員をよく見かける。トイレ休憩をしているのかと思うと、買い食いやお土産を物色している人も多く、どれだけ休憩しているのか、公務員はいい身分だと思う。先日は山形で受刑者に逃げられているが、気が緩んでいるのではないか。不必要な休憩は人件費の無駄である。</p>	<p>職員の出張中における休憩に関する御意見です。</p> <p>出張等による移動中は、正規の勤務時間を勤務したものとみなすとされており、また、職員の疲労回復や勤務能率の維持の目的から、一定の休憩時間の取得も認められているところですが、休憩中とはいえ、国民の不信・不安を招くことのないよう、職員に対しては機会を捉えて指導等を行ってまいります。</p>
<p>刑事施設でも禁煙が進み、愛煙家は外での喫煙を強いられているが、その様子を見てみると、1時間に同じ職員が喫煙に来ている様子に気が付いた。それは非効率であり、非喫煙者と比べても働いていないと思われる。非喫煙者が1時間に何度も休憩を取っているだろうか。1日にタバコを吸ってよい時間を決め、仕事を効率的に行うことはできないだろうか。</p>	<p>職員の勤務時間中における喫煙に関する御意見です。</p> <p>職員は、1日の勤務時間のうち、一定の時間、疲労回復や勤務能率の維持の目的から休憩を取ることが認められているほか、喫煙が個々人の嗜好に関わることであることに鑑みますと、1日の勤務時間中における喫煙時間を定めることは困難であると考えられます。</p> <p>なお、職員には、職務に専念する義務が課せられており、国家公務員として、いやくも国民等から不信を抱かれることのないよう、自覚と責任感をもって職務に当たることが求められておりますので、御意見の趣旨にも留意しつつ、今後も機会を捉えて、職員に対し指導等を行ってまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>大阪入国管理局では、始業のチャイムが鳴ってもいつまでもベランダで喫煙している者や、終業のチャイムが鳴り終わっていないのに既に着替えてエレベーターに乗って退庁する年配の職員がいる。勤務時間中と思われるのに、いつも制服から私服に着替えを済ませ、終業のチャイムが鳴ると同時に退庁している。また、この年配の人物は、自分の部門の女性の部下が昇任試験や資格試験に合格できるように、勤務時間中に仕事をさせないで英語の勉強をさせていたり、試験勉強ばかりさせていると聞いた。公務員は血税をもらっているのだから、時間きっちり仕事をすべきである。公務員としての自覚がないこのような状況は税金の無駄であるので、早く改善していただきたい。</p>	<p>職員の服務に関する御意見です。 御指摘を踏まえ調査を実施したところ、勤務倦怠となるような事実は確認されませんでした。今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き、職員に対しては、国家公務員法等の関係法令を遵守するとともに、国家公務員として自覚と責任感をもって職務に当たるよう指導を行ってまいります。</p>
<p>平成25年の竹島の日には韓国人のテロリストを、同年夏にはシーシェパードなど日本人の安全や平和を脅かすことがわかりきっているにもかかわらず、彼らを入国させた職員に対しては、給料を減額するか退職させるべきです。彼らを入国させたために、大勢の警察官が警護しなければならないのは、税金の無駄遣いです。</p>	<p>入国審査等に関する御意見です。 我が国に対し上陸申請をした外国人については、「出入国管理及び難民認定法」で定められた上陸のための条件に適合しているかどうかを審査した上で上陸の可否を決定することになります。 一般に、入国審査の過程で、上陸申請をした外国人が、我が国において違法行為(例えば、船舶等の器物損壊や立入禁止区域等への不法侵入等)を目的としていることが明らかとなった場合には上陸を拒否することになりますが、違法行為を目的としていることが明らかに認められない場合には、当該外国人の上陸を拒否することは難しい状況にあることを御理解願います。</p>
<p>現在、刑務所の運営費は税金で賄われていますが、受刑者を労働力として捉えた場合、今の刑務作業より重労働であっても高収入が得られる仕事を受刑者に請け負わせれば、税金に頼らなくても刑務官に支払う給料を含めた必要経費を刑務作業収入だけで賄えると思います。また、民間企業において必要になる対外的な部門の作業を就職が見つからない元受刑者が行えば、出所後の就職難も解決できると思います。例えば、炊事で何年も従事した受刑者は、プロで通用するはずなので、誰でも食べられる刑務所食堂のようなものを国が作り、そこに炊事で従事していた出所者を雇えば、出所後の就職難も解決できると思います。</p>	<p>刑務所における受刑者の刑務作業に関する御意見です。 受刑者が刑務所で行う作業は、法律の趣旨から、肉体的・精神的な苦痛を与えるものではなく、できる限り、社会一般の生産活動におけるものと同様の形態を執りながらも、受刑者の改善更生及び社会復帰に資することを目的としております。つまり、刑務作業は、刑務所内における改善更生及び円滑な社会復帰を目的とする一方策であり、一般社会における自由な労働とは本質的に異なりますので、御提案のように受刑者を労働力として捉えることは困難であると考えられます。また、刑務作業で生じた収入は、国庫に帰属し(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第97条)、国の歳入に組み込まれますので、刑務作業の運営資金に充てることは困難な状況にあります。 刑務所出所者等の就労先については、何より本人の意向に沿うものでなければならず、強制することはできません。また、全ての出所者を国が雇用することや、一部の技能を有する者のみを雇用することは困難であると考えられますので、御理解願います。</p>
<p>検察の使った血税の私的流用分は、返還されたのでしょうか。また、私的流用に関わった者は、処罰されたのでしょうか。</p>	<p>検察庁における予算の執行に関する御意見です。 検察庁における予算の執行において私的流用の事実はありませんので、御理解願います。 今後とも検察活動に要する経費について適正に支出してまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>子供が千葉少年鑑別所からさいたま少年鑑別所へ移動になりました。さいたま少年鑑別所では、先生方が丁寧に面接を行い、面会時間も長かったです。洗濯は何でも出すことができ、布団などもきれいだったのですが、逆に千葉少年鑑別所はひどい有様だったといいます。同じ鑑別所でこの差は何なのでしょう。先生の数は、さいたま少年鑑別所の先生に聞いたところでは同じくらい、入っている子供の数は、千葉少年鑑別所の方が少ないといいます。先生の質の問題なのか、それとも仕事をしない先生が多いのでしょうか。このような差は良くないと考えます。</p>	<p>少年鑑別所の運営に関する御意見です。 少年鑑別所では、収容された少年の鑑別や相談・助言等を行うため、必要に応じて面接を行うことがあります。また、諸事情により面会時間を変更することもあります。衣類の洗濯等については、衛生管理のため適切に行うこととしております。 今回、御指摘を踏まえ、施設の運営状況を調査しましたところ、少年鑑別所として適切な運営が行われていることが確認できましたが、今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な運営を行ってまいります。</p>
<p>千葉少年鑑別所の近所に住んでいますが、職員が日に何度もタバコを吸いに出てくる姿を見掛けます。いつ仕事をしているのかと思うばかりです。見学で刑務所に行ったところ、鑑別所だけでなく刑務所でも喫煙所には職員が集まっていました。大半の職員はまじめに仕事をしているのに、そんな時間があるなら働いてもらいたいと思います。</p> <p>(上記と同旨 計2件)</p>	<p>職員の勤務時間中における喫煙に関する御意見です。 職員は、1日の勤務時間のうち、一定の時間、疲労回復や勤務能率の維持の目的から休憩を取ることが認められているほか、喫煙が個々人の嗜好に関わることであることに鑑みますと、全面禁煙とすることは困難であると考えられます。 なお、職員には、職務に専念する義務が課せられており、国家公務員として、いやしくも国民等から不信を抱かれることのないよう、自覚と責任感をもって職務に当たることが求められておりますので、御意見の趣旨にも留意しつつ、今後も機会を捉えて、職員に対し指導等を行ってまいります。</p>
<p>先日、東京矯正管区の駅伝大会取材に行ったところ、奇妙なものを見つけた。当社の社名がうっすらと残る応援用のうちわだった。これは各矯正施設に無償で寄贈したものであると思うが、どのような経緯で職員が使用しているのか何げなく聞いたところ、驚くことに受刑者用に買った色紙、のりなどを使用し、勤務時間中に職員が作成していたという。いったい社会の税金や好意を何だと思っているんだ。</p>	<p>職員の服務等に関する御意見です。 御指摘を踏まえ調査を実施したところ、問題となるような事実は確認されませんでした。今後同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>
<p>死刑囚が肺がんで亡くなったとのことですが、死刑という刑が確定しながらそれをやらず、かつ、高額な治療を行うことについて、国民感情からあり得ない行為であり、法務大臣の不作為としか言えません。法務大臣は、法律に基づき早期に死刑を執行すべきではないでしょうか。死刑の執行を何十年も先送りすることで、その間の食費や医療費などといった幾らの税金が無駄になっているのでしょうか。</p>	<p>死刑確定者に対する刑の執行に関する御意見です。 一般論として、死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰であるため、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認められた場合に初めて死刑執行命令を発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることを御理解願います。</p>



意見・提案の概要	対応状況
<p>法務、検察、刑事施設幹部の天下り先として有名な矯正協会は、独占的に日常品などの物品販売を拘置所及び刑務所の収容者に定価販売している。ほとんどの物品は、同協会以外からは購入できないシステムであるため、受刑者は、経済的負担が重荷となっている。また、同協会は、受刑者が製造した家具、靴、食品、工業製品等を市民に販売するなどして、多額の利益を得ている。同協会は「益」、受刑者は「損」という構図だ。受刑者には作業報奨金が支給されるが、3年満期で出所しても3万円くらいだという。この金額では就職もできずに再犯に及ぶことは目に見えている。この作業報奨金は、同協会に全国の刑務所から年間約68億円も吸い上げられている。また、物品販売の収益は、同協会に年間約30億円吸い上げられている。これらの金額が同協会の人件費になっている。矯正協会を廃止すれば、吸い上げられることもなく受刑者のためにお金を使えるのではないか。</p>	<p>刑事施設における物品販売事業及び刑務作業等に関する御意見です。</p> <p>刑事施設の物品販売事業は、「公募」により選定された民間企業が行っており、同事業について、公益財団法人矯正協会は無関係であり、現在、御指摘のような独占的な状況にありません。また、刑事施設内での生活に必要な物品等は、原則として、国から支給されますので、必ずしも自ら取得する必要はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>同協会刑務作業協力事業部が、刑務作業により製作された家具や靴等を一般の方に販売していることは承知しておりますが、国と同事業部との間で交わされた契約に基づき、同事業部が原材料を国に提供し、国が加工した製品を同事業部に納め、同事業部は加工賃を国に支払い、同事業部は消費者から代金を得るため、国と同事業部との間に、御指摘のような構図や関連はありません。</p> <p>作業報奨金は、出所者の当面の生活費とすることを目的の一つとし、その予算は国費により賅われており、同協会との関係性は</p> <p>ありません。</p> <p>御指摘も踏まえ、今後とも、諸般の事情に応じて適正な額となるよう努めますが、刑務作業は懲役受刑者にとって刑罰の内容そのものであり、一般社会における自由な労働とは本質的に異なることも考慮して、慎重に検討すべきものであることを御理解願います。</p>
<p>中国との関係が悪化したから、不法滞在の在日中国人の強制送還を中止にするとはどういうことでしょうか。不法滞在者のために税金を使うのは止めていただきたい。</p> <p>(上記と同旨 計10件)</p>	<p>不法滞在者の強制送還に関する御意見です。</p> <p>不法滞在者の強制送還に関して、中国への外交的配慮を理由として、送還先を中国としなかった事実はありません。</p> <p>また、中国については、適正に送還を実施しており、平成25年の被送還者総数は5,790人で、そのうち中国人が最も多く、2,284人となっております。</p> <p>我が国から退去することが決定した外国人を送還まで収容施設に収容し、また、送還を忌避する者を送還するための予算については、適切に執行しており、今後も適切な執行に努めてまいります。</p>

平成25年度 職員の意見・提案に対する対応状況

現時点では対応困難なもの

(1件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (1件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>検察の機構改革として、区検察庁を廃止し、組織のスリム化・事務の簡素化を図り、予算を大幅に削減できないか。</p> <p>(区検察庁廃止のメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検察事務、検察行政事務のシンプル化 捜査においても、検務事務においても、事務局事務においても、区検察庁と地方検察庁を1つにすることで、仕事が飛躍的にシンプルになる。これは、事務が単に簡素化されるだけでなく、過誤防止の観点からも大きなメリットがある。</li> <li>・警察等の事務処理においても効率化が期待できる。</li> <li>・国民にとって、組織が分かりやすくなり、サービスが低下するどころかむしろ向上することが期待できる。</li> <li>・小さな政府への取り組みのアピール 法務省が、予算削減や行政サービス向上のために大胆な機構改革を行うことは、国民への大きなアピールとなる。特に、検察が改革を行うことは、国民への信頼回復へのきっかけとなり得ると考える。</li> </ul> <p>区検察庁を廃止するためには、検察庁法の改正を柱として、法務・検察の内部規定の改正が必要となるなど大胆な改革を必要とするものであり、課題も多いと思われるが、将来にわたって効果を得られることが期待できると考えられるので、一度議論だけでもしてみる価値はあるのではないか。</p>	<p>区検察庁は、検察庁法第2条により、簡易裁判所に対応してこれを置くこと規定されている。これにより、簡易裁判所の管轄区域に応じて区検察庁の管轄区域が定まり、簡易裁判所の裁判管轄に応じて所属検察官(区検察庁の検察官)の訴訟行為上の管轄範囲が定まる関係にある。また、検察官はいずれかの検察庁に属し、その属する検察庁の対応する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事項について検察官の職務を行う(検察庁法5条)と規定されている。</p> <p>区検察庁の廃止にはこれらを改正する必要があるところ、この改正には検察庁法の大幅な改正が必要であるほか、裁判所及び警察等の関係機関に与える影響も大きく、単に検察庁の事務分担に関する問題ではないので、改正には慎重な検討が必要となる。</p> <p>なお、事務効率の向上や人件費の抑制の必要性については、十分認識しているところ、当省においては定員の合理化や級別定数の切り下げといった方策により人件費の抑制を図っているところであり、今後も事務効率の向上や人件費の抑制に資する方策に継続的に取り組んでいきたい。</p>